

身体拘束の防止及び適正化のための指針

訪問看護ナースソフィアにいかわ

訪問看護ナースソフィアにいかわ（以下、事業所という。）は、身体拘束の防止及び適正化のための指針を、以下のように定める。

1. 身体拘束の防止及び適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体拘束の禁止

身体拘束は利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き禁止されており、身体拘束は原則としてすべて虐待と考えられる。その為、事業所では以下に定める場合を除いて身体拘束を禁止し、事業所の全職員は本指針に従い業務にあたることとする。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

事業所では、以下の3つの条件を満たした場合についてのみ身体拘束を行うものとする。ただし、この場合においてもその状況についての経過記録を行い、可能な限り早期に拘束を解除すべく努力する。又、作成した経過記録を身体拘束防止適正化担当者又は身体拘束防止適正化委員会に提出し、状況報告を行うものとする。

- ・切迫性 ・ ・ ・ 本人・他者の命や身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと
- ・非代替性 ・ ・ ・ 身体拘束以外に代替する方法がないこと
- ・一時性 ・ ・ ・ 身体拘束が一時的なものであること

2. 身体拘束の定義

事業所では、以下のような行為について身体拘束として取り扱うものとする。

- ・四肢をひもやベルト等で縛ること。
- ・ベッド、椅子、車椅子に体幹や四肢をひもやベルト等で縛ること。
- ・手指の機能を制限するミトン型の手袋等を装着させること。
- ・居室等に施錠を行うなどして室内に隔離し退出が不可能な状態にすること。
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬等を過剰に摂取させること。

3. 身体拘束防止適正化の担当者、身体拘束防止適正化委員会の設置に関する事項

事業所では、利用者の人権を尊重したケア及び身体的束等の適正化に関する基礎的な知識の普及を目的として以下のとおり身体拘束防止適正化委員会（以下、委員会という。）を設置し、身体拘束防止適正化担当者を配置する。

(1) 委員会の設置目的

委員会は、身体拘束の防止・早期発見に加え、再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、身体拘束の適正化を実施することを目的とする。

(2) 身体拘束防止適正化担当者

身体拘束防止適正化担当者は、事業所所長及び委員会の委員長とする。

(3) 委員会の構成委員

委員会の委員長は事業所所長が年度毎に指名するものとし、委員は委員長が数名を指名し選出するものとする。尚、当面の間は、原則として高齢者虐待防止検討委員会の委員長及び委員が兼務するものとする。

(4) 委員会の開催

委員会は委員長の招集により年1回以上開催するものとし、その結果について職員に周知徹底を図る。尚、身体拘束発生時等、必要な際は随時開催する。

(5) 委員会の役割

委員会は以下に関連する事項等について検討を行い実施するものとする。

- ・身体拘束の防止及び適正化に対する基本方針の職員への周知
- ・身体拘束の防止及び適正化のための指針等の整備
- ・職員の人権意識を高めるための行う研修計画の策定
- ・身体拘束予防、早期発見に向けた取り組み
- ・身体拘束が発生した場合の対応、原因分析、再発防止策の策定

4. 身体拘束の防止及び適正化のための職員研修に関する基本方針

事業所では、利用者の人権を尊重したケア及び身体的束等の適正化に関する基礎的な知識の普及を目的として以下のとおり研修を実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5. 正当な理由の無い身体拘束を確認した場合の対応に関する基本方針

(1) 第三者による身体的拘束等を確認等した場合の対応

家族等の第三者による正当な理由の無い身体拘束を確認した場合、速やかに拘束を解除する。又、その身体拘束の状況及び理由等に鑑み必要と判断される場合には、市町村等に虐待の発生として報告を行う。尚、緊急性の高い事案の場合には、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被害者の権利と生命の保全を最優先する。

(2) 事業所職員による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認等した場合の対応

事業所職員による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認等した場合、状況確認を行ったうえで上席者に報告を行うものとする。当該報告を受けた上席者は、身体的

拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い、実態の把握に努めるものとする。
身体的拘束の事実が発覚した場合は、速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、
市町村に状況報告を行う。

6. 身体拘束等が確認された場合等の相談報告体制

- (1) 身体拘束の確認、相談、通報を受けた場合は、本方針に従って対応するものとする。
- (2) 相談窓口は身体拘束防止適正化担当者及び身体拘束防止適正化委員会の委員とする。
- (3) 事業所職員により、正当な理由なく身体拘束等が行われていることが疑われる場合は、
身体拘束防止適正化委員会が中心となって状況の確認を行い、すみやかに解決につな
げるよう努める。
- (4) 訪問する利用者宅内における身体拘束・虐待等は外部から把握しにくいことが特徴で
あることを認識し、職員は日ごろから早期発見に努めるとともに、身体拘束防止適正
化委員会は職員に対して早期発見に努めるよう促すものとする。

7. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できる
よう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

8. その他身体拘束の防止及び適正化の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者
の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年9月1日より施行する。